

山形県入札監視委員会令和5年度第2回定例会議 審議事項の概要

1 開催日時 令和6年2月8日（木）13時30分～15時30分

2 会 場 県庁1001会議室

3 出席委員 委員5名（青柳委員、梅津委員、原田委員、古川委員、丸山委員）

4 県出席者 県土整備部部長、県土整備部技術統括監、関係部局職員など計27名

5 審議事項の概要

(1) 抽出事案の審議について（対象期間：令和5年4月1日～令和5年9月30日）

① 抽出事案1

令和5年度東北農林専門職大学（仮称）附属施設 スマート畜産研究・研修センター新築（建築）工事

【建設工事／一般競争入札（条件付）／最上総合支庁建設部建築課】

委員	参加資格確認チェックシートと入札調書の見方について教えていただきたい。 チェックシートの中ほどの「総合点数」が、今回落札された業者より他の応札者の方が高くなっている。また、入札調書の「技術評価点」も落札された業者より他の応札者の方が高くなっている。これは関連しているものなのか。
県	入札調書については、委員御指摘のとおり加点評価の部分は落札した業者が一番低かったが、入札価格の金額の差が大きかったため、これを点数化すると落札した業者が一番点数が高いということになる。 参加資格確認チェックシートは、入札参加資格の有無を確認するもの。事後審査方式のため、加点資料を見た上で最後にチェックするので、落札した業者にのみ○が付いている。
委員	入札調書の評価値というところで順位が変わっているということか。
県	そのとおり。
委員	下請業者報告で下請にあげられている業者が、変更報告の際にはあげられていない。減額の変更契約を行ったとのことだが、その変更の関係で下請に入らなくなったということか。

県	下請契約の時期の問題で、8月に下請変更報告をした後、9月1日に新たな下請契約を締結したということ。
委員	落札業者が他の業者より入札価格が低かったという説明があったが、落札業者以外の業者は同じくらいの価格で入札している。1者だけ低い価格で入札した理由などは把握しているか。
県	入札時に積算内訳書を提出してもらっておりチェックしているが、特別に価格が低い項目があったというわけではなく、満遍なく凹凸がある中で、トータルで見ると価格差があったという状況。
委員	減額変更について、備品で購入することとしたための減額という説明があったが、当初から備品で購入することについて確認はとれなかったのか。
県	備品とは具体的にいうと、すのこであった。備品の場合、固定したものしか工事に含めることができないが、管理者側からすのこの取り外しができないと管理上困るという意見があり、備品として取り外せるものを購入することとした。
委員	公告を出す時点でその意見は把握していなかったのか。
県	すのこの必要性は当初から把握していた。ただ、実際に工事を進めるうえでは施設管理者側にも打合せに参加いただいており、その打合せの中で新たな意見が出てくることがある。変更契約はその意見に対応したもの。
委員	予定価格を事前公表しているが、何か理由があるのか。
県	営繕工事の場合、単価の根拠として見積の採用が大きい割合を占める。その場合は、事前公表で入札を進めている。
委員	見積は何者からとるのか。
県	単価ごとに見積をとることになり、単価として採用する場合は3者以上からとる。
委員	この物件として一単価と考えるのか、それとも物件の中で一つずつ単価をとるのか。
県	物件には多数の工種があるため、その工種ごとに単価見積をとっている。
委員	見積をとった業者の中に今回入札に参加した業者は含まれているのか。
県	元請となるようなAランクの業者から見積をとるということはありません。あまりないため、基本的には含まれない。

② 抽出事案2

令和5年度（債務負担行為）河川等災害復旧事業（前年災）4年災

第9501号 一般国道121号 道路災害復旧工事（第2工区）

【建設工事／一般競争入札（条件付）／置賜総合支庁建設部道路計画課】

委員	技術的な要素の高い工事ということで技術者の評価を行ったものと思うが、今回応札した業者は技術者の施工経験などの加点がされていない。これは通常加点になりにくい項目ということなのか。また、今回落札された業者の技術者の方は、次に同種の工事がある場合は、加点対象となるのか。
県	落札業者自体には施工経験があるが、配置される予定の技術者には施工経験がなかった。次回には加点になる。
委員	参加可能な業者が24者ある中で、応札は2者だけだった。今回の工事は特殊な工事ということか。
県	令和4年度に置賜地方で大きな豪雨災害が起きたため、どこも手一杯の状況であり、応札者が少なかった。他にも新潟山形南部連絡道路の工事に技術者をとられている。
委員	それほど特殊な工事ではないが、技術者の配置の問題だったということか。
県	それほど特殊ではないが、災害復旧ということで緊急を要するところは特殊かと思う。
委員	第1工区があると思うが、第1工区も同じ業者が受注しているのか。
県	別の業者が受注している。今回は辞退されている。

③ 抽出事案3

令和4年度飯豊地区農村地域防災減災事業（ため池整備）平田沢ため池
第3工区工事

【建設工事／一般競争入札（条件付）／

置賜総合支庁産業経済部西置賜農村整備課】

委員	参加可能業者が24者ある中で、応札は1者だけだった。今回は第3工区工事ということだが、第1工区、第2工区、また既に第4工区も入札されているのであれば、他の工区の状況どうだったのか。
県	現在は第3工区まで。第1、第2工区の入札参加者は2者であった。また、今回の工区とは別々の業者が落札している。
委員	減額変更について説明があったが、減額した部分の工程については、今後別の工事として発注することになるということか。
県	別件での発注を予定している。
委員	応札が1～2者にとどまっていることについて、理由は把握

	しているか。
県	西置賜管内において、令和4年8月豪雨に伴う各種災害復旧工事を相当数発注しており、技術者、作業員が不足している状況にあることが一因と考えている。
委員	災害の発生により置賜地方では技術者が不足している状況があるということで、例えば、今回の入札参加資格として「置賜総合支庁管内に主たる営業所を有すること。」と設定されているが、この要件を変えるということは制度上可能なのか。
県	予定価格において西置賜管内という枠がある工事が入札不調になった場合、地域要件を置賜管内に広げて発注し、受注していただいた工事もある。
委員	工事が遅れている状況のようだが、今後第4工区工事という計画になっていると思うが、全体的に遅れてしまう見込みということか。
県	飯豊地区の坊山ため池と平田沢ため池の2つあるため池については並行して工事しており、坊山ため池の方は既に完了しているため、予定された工期で完了する見込み。
委員	災害の関係なので緊急を要する工事と思うが、予定価格を事後公表にした理由は何か。
県	県のルールに則って発注するというので、審査会を含めてそのように判断した。

④ 抽出事案4

令和4年度（明許）河川整備補助事業（防災安全・国補正）古佐川排水機場及び管路 実施設計業務委託

【建設工事関連業務委託／一般競争入札（条件付）／

村山総合支庁建設部西村山河川砂防課】

委員	入札参加可能業者19者の見込みで実際の応札者が1者となったことについてはどのように考えているか。
県	指名競争入札での執行ではなく、応札者がいたため調査はおこなっていない。ただ、推測になるが、業者側の利益や技術者の配置などの事情を考慮した結果、業者の方針に合致しなかったことが考えられる。
委員	入札参加可能業者の一覧表の下部に1社、5社とあって、同種業務、類似業務と分けてあるのは何か意味があるのか。資料の見方を教えてほしい。
県	一覧表の下部の1社については、排水機場及び管路の実施設

	計の両方を同一業務での実績があるということで、同種業務の実績があるとして1社をカウントしている。5社については、排水機場と管路の実施設計を同一業務ではなく別業務において実績があるとして5社をカウントしている。19社については排水機場設計のみの実績があるということでカウントしている。
委員	予定価格が事後公表だが、入札価格は予定価格に近い金額となっている。積算の内訳は公表されているものか。
県	積算の基準は全て公表されているものを利用している。不明な部分については、あらかじめ入札条件として明示しているので、積算については県と同程度に高い精度でできるものと考えている。
委員	公表されているものからおおよその予定価格が見込めてその上で入札しているということか。
県	そのとおり。

⑤ 抽出事案5

令和4年度（明許）河川整備補助事業（防災安全・国補正）村山総合支庁本庁舎管内 中小河川洪水浸水想定区域図作成業務委託

【建設工事関連業務委託／指名競争／村山総合支庁建設部河川砂防課】

委員	入札参加者の評価値が誤っていたため修正したと説明があったが、添付した資料に誤りがあっても失格にはならないということか。 資料の添付がなければ失格だが、添付した資料に誤りがあっても失格にはならないということによろしいか。
県	おっしゃるとおり、資料の添付が無ければ、こちらでは判断のしようがないので失格となる。 一方、資料は添付されていて、誤って高い評価値で評価している部分があった場合は、失格ではなく減点で対応する。
委員	誤ったことに対するペナルティはないということか。
県	ない。
委員	評価値同点でくじを行ったと説明があったが、くじは通例なのか。
県	同点の場合はくじというのは通例。
委員	27者を対象に特性評価を行い、17者を抽出とあるが、特性評価とはどのようなものか。
県	過去10年間に企業で請け負った同種業務の契約件数と、技術士の数を点数化して優先順位をつけている。

委員	かなり広範囲の多数の河川について一括で発注されているが、分割して発注し、受注する業者数を増やすといったことは考えなかったのか。
県	地域の企業の受注機会を増やしてスキルを高めてもらうということはあるが、今回は全国の業者が対象となったため、特にそういった点は考慮しなかった。
委員	県内企業では難しい案件だったということか。
県	1者のみ県内本社の業者が抽出されているが、あとは全て大手の業者が抽出されている。

⑥ 抽出事案6

債務負担行為工事倉沢発電所リニューアル事業電気機械設備製作据付工事
【建設工事／一般競争入札／企業局電気事業課】

委員	入札参加可能業者は何者か。
県	公共工事の実績を収集したデータベースであるCORINS（コリンズ）で確認したところ、4者が要件を満たしていると考えているが、外国籍の法人も含めるとさらに増える可能性もある。
委員	全国的にみて4者ということか。
県	CORINSで確認できる範囲では4者。外国籍の法人は、公共工事ではなくて電力会社の工事の実績を持っている可能性があるが、そこまでは確認できない。
委員	もし入札参加者がいないということになるとどうなるのか。
県	入札条件を見直して再度公告することになる。
委員	時期は延長となる可能性があるということか。
県	はい。
委員	入札参加可能業者をもう少し増やすというのは工事の内容から難しいということか。
県	実績要件として、発注工事の5割から7割の実績を持っているというのが要綱上の規定で、今回は6割を設定しているため、これ以上下げるとするのは難しいと考えている。
委員	これから工事を行うということで、下請業者は未定とあるが、県内業者が下請業者として入る余地はあるのか。
県	工事の施工場所は県内なので、下請業者は県内業者も入るのではないかと考えている。
委員	コンクリート強度が不足し、耐震補強が困難と判明したことによる工事ということだが、今回の工事は設備工事。建物の工事は別に発注することになるのか。

県	別工事で発注する。
委員	建物の工事はもう施工中ということか。
県	令和6年度に発注予定。現在契約しているものは、解体工事と設備工事。
委員	解体工事と設備工事というのは切り離せない工事ということか。
県	今回の工事に入っている解体というのは、機械を発電所から撤去する工事。別に発注している解体工事は、機械を撤去した後の建物を解体する工事。工種が異なるため、2つに分けて発注した。
委員	予定価格の算出方法としては、何か基準があるのか、それとも見積をとったうえでのものなのか。
県	<p>予定価格は、全国の公営企業が集まってつくっている経営者会議で作成している歩掛をもとに算出した。</p> <p>なお、今回の工事は工場製作が8割程度を占めるため、1,000kW以上の水車発電機の受注実績があるメーカー8者に見積を依頼した。</p> <p>8者のうち見積を出していただいたのは1者だけだった。</p>
委員	見積を依頼した8者というのは、入札参加可能な4者とは別ということか。予定価格は、今回入札した1者を含め、入札参加可能な4者は関わらない形で算出されたということか。
県	入札参加可能な4者に1,000kW以上の水車発電機の受注実績がある4者を加えた8者である。見積を出していただいた1者は、今回応札した業者だった。
委員	見積を出した業者がそのまま請け負ってくださったということか。
県	そのとおり。